④　分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法第32条）から、高炉で用いる還元剤を得ること。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用されること。
⑤　分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法第32条）から、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ること。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油並びに水素及び一酸化炭素を主成分とするガスの原料として利用されること。
⑥　分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法第32条）から、炭化水素油を得ること。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料又は燃料として利用されること。
⑦　分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法第32条）から、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ること。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用されること。
⑧　分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法第32条）から、固形燃料等の燃料を得ること。

注４）いずれも再商品化製品の利用先は再生処理した製品を国内で製品等に加工等する製造事業者（メーカー）に限ります。

４．再生処理事業者登録説明会について

登録申込受付期間中に再生処理事業者登録説明会をＷＥＢ形式にて開催いたします。再生処理事業者登録説明会の出席にあたっては、事前の申し込みが必要となりますので、下記「再生処理事業者登録説明会の参加申込方法」により申し込みください。申し込みを行わない場合、再生処理事業者登録説明会への出席は認められませんのでご注意ください。

ユーザＩＤ及びパスワードを用いたオンライン上での登録説明会申込期日は、以下⑵に記載のとおり令和７年７月４日（金）となります。登録説明会申込期日までにユーザＩＤとパスワードの新規発行申請が困難であるものの、登録説明会への参加を希望する事業者は、令和７年７月４日（金）までに参加を希望する素材の連絡先（メールアドレス：以下参照）まで必ずご連絡ください。

⑴　再生処理事業者登録説明会対象者

令和８年度に分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者

運搬事業者は、登録説明会参加の対象といたしませんので、12月に開催予定の入札説明会にご参加いただき、再生処理事業者とジョイントグループを形成して入札に参加してください。その他、再生処理装置メーカー、再商品化製品利用事業者、商社などはご参加できません。

⑵　再生処理事業者登録説明会の参加申込方法

再生処理事業者登録説明会への参加を申し込む場合、令和７年７月４日（金）までに、参加を希望する説明会名、事業者名、参加者氏名（１社原則１名まで）・役職、電話番号、住所等必要事項をオンライン上にて入力し、参加申込を行ってください。

⑶　再生処理事業者登録説明会開催日程等

①　ガラスびん
開催日時：令和７年７月９日（水）10：30～12：00
開催方法：ＷＥＢ（Ｚｏｏｍ）のみ
電　　話：03―5532―8695、Mail：glass@jcpra.or.jp

②　ＰＥＴボトル
開催日時：令和７年７月８日（火）13：30～15：30
開催方法：ＷＥＢ（Ｚｏｏｍ）のみ
電　　話：03―5532―8691、Mail：PET@jcpra.or.jp

③　紙製容器包装
開催日時：令和７年７月８日（火）10：30～12：00
開催方法：ＷＥＢ（Ｚｏｏｍ）のみ
電　　話：03―5532―8588、Mail：$kami@jcpra.or.jp

④　プラスチック製容器包装（容器包装リサイクル法）及びプラスチック使用製品廃棄物（プラスチック資源循環促進法第32条）
開催日時：令和７年７月９日（水）13：30～16：00
開催方法：ＷＥＢ（Ｚｏｏｍ）のみ
電　　話：03―5532―8608、Mail：plastic@jcpra.or.jp

５．事業者登録の申込期限及び申込方法

事業者登録の申込期限は、令和７年７月31日（木）です。事業者登録の申し込みは「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページ」上からのオンライン処理を行ったうえで、必要な書類を印刷して署名捺印を行い、当協会宛に配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）方法で郵送していただくことで受付完了となります（当日消印分まで有効とします）。

ただし、ＰＥＴボトルの申し込みに関しては、令和８年度の登録申請から書類の電子化を導入する関係上、必要書類（一部を除く。必要に応じ別途ご連絡します。）については、「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページ」上からオンラインによる提出になりますのでご注意ください。

事業者登録申請書類は「信書」に該当しますので、「ゆうパック」を含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」（書留）や「レターパックプラス」をご利用ください。

また、配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。

なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が90㎝以内で、かつ４kg以下）を超過している場合は、複数に分割したうえで郵送するか、「特定信書便」で送付してください。なお、提出された事業者登録申請書類は返却いたしません。

６．登録審査の結果の公表について

登録を受けた再生処理事業者の一覧表については、令和７年11月下旬に当協会のホームページに掲載する予定です。また、令和８年度に向けた再商品化に関する入札の方法や日程等は、令和７年12月初旬に当協会のホームページによる公告を予定しています。

７．事業者登録申込書類の送付先及びお問い合わせ先

事業者登録申込書類の送付先は下記のとおりです。お問い合わせについては、各事業部宛に電話、メール又はＦＡＸにてご連絡ください（電話によるお問い合わせ受付時間は、通常９：30～17：30（土日祝日除く）ですが、電話が繋がらない場合はメールにてご連絡ください）。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（送付先の事業部名を明記してください。）
〒105―0001 東京都港区虎ノ門１丁目14番１号　郵政福祉琴平ビル２階
ガラスびん事業部　　電話：03―5532―8592、8695　Mail：glass@jcpra.or.jp
ＰＥＴボトル事業部　　電話：03―5532―8691、8578　Mail：PET@jcpra.or.jp
紙容器事業部　　電話：03―5532―8627、8588　Mail：$kami@jcpra.or.jp
プラスチック容器事業部　電話：03―5532―8608、8598　Mail：plastic@jcpra.or.jp
＊ＦＡＸ（４素材共通）：03―5532―8515
オンラインに関する専用のお問い合わせ窓口（日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター　電話：03―5610―6261　受付時間：10：00～17：00）

参考１）入札方法

⑴　入札はＩＣカードによる電子認証により、オンライン上にて行います（入札への参加には、ＩＣカード及びＩＣカードリーダーが必要となります）。

⑵　再商品化の入札・選定は、運搬事業者と、事業者登録を完了した再生処理事業者とのジョイントグループを単位として、市町村の保管施設ごとに行います（ただし、再生処理事業者が運搬も行う場合にはこの限りではありません）。